

内閣府食品安全委員会事務局
平成17年度食品安全確保総合調査報告書

**国内で発生した事故・事例を対象として
食品安全に係る情報の収集と提供に関する
調査報告書**

(EU及びベルギーでのインタビュー調査)

平成18年3月

株式会社ぎょうせい

はしがき

本調査において、欧州委員会 保健・消費者保護総局と環境総局を訪問し、環境、化学物質、食品安全に関する基本政策とダイオキシン類、PCB類、内分泌かく乱物質に関するテーマ別政策について情報収集を実施した。また、ベルギー、公衆衛生科学研究所と食物連鎖安全庁（食品庁）において、ベルギーにおけるダイオキシン類、PCB類による食品汚染問題とその対応についても情報収集を実施した。

おりしも、調査の2週間前にベルギー産の豚骨油がダイオキシンで汚染され、その油を使用したオランダ、ベルギーの飼料会社の飼料が汚染される事故が発生した。この事件はベルギーならびに欧州連合におけるトレーサビリティの能力と緊急警報システム及び危機管理システムを検証する結果となった。いくつもの農場が管理下におかれる状況のなかで、本調査のインタビューに応じてくださった、欧州連合とベルギー政府の方々に、紙面を借りて御礼申しあげたい。

ベルギー公衆衛生科学研究所
Scientific Institute of Public Health
<http://www.iph.fgov.be>
Prof. Dr. Leo Goeyens
Dr. Iise Van Overmeire

ベルギー、食物連鎖安全庁
Federal Agency for the Safety of the Food Chain (FASFC)
www.favv.fgov.be
Mr. Marc Cornelis
Ms. Emmanuel Moons

欧州委員会 保健・消費者保護総局
http://www.europa.eu.int/comm/dgs/health_consumer/index_en.htm
Mr. Frans Verstraete

欧州委員会 環境総局
http://www.europa.eu.int/comm/dgs/environment/index_en.htm
Mr. Mark Blainey
Ms. Katharina Spens
Ms. Aurore Maillet

目次

第1編 欧州連合の組織と役割

第1章 欧州連合の設立経緯と組織	3
1. 設立の歴史	3
2. 欧州連合の組織	4
第2章 欧州委員会	9
1. 欧州委員会の役割と組織	9
第3章 環境総局	11
1. 環境総局の組織	11
2. 環境総局の活動	12
3. その他のヒアリング調査	13
第4章 企業・産業総局	16
1. 企業・産業総局の組織	16
2. 企業・産業総局の活動	18
第5章 保健・消費者保護総局	19
1. 保健・消費者保護総局の組織	19
2. 保健・消費者保護総局の活動	20
3. その他のヒアリング調査	23

第2編 欧州連合の環境、化学物質、食品安全政策(基本政策)

第1章 欧州連合の環境政策	29
1. 環境行動計画	29
2. 第5次環境行動計画	30
3. 第6次環境行動計画	31
4. 欧州連合における環境法規制	35
第2章 予防原則	40
1. 予防原則の政策への取り込み	40
2. 14の歴史上の出来事の事例研究	40
3. 事例研究から得られた12の教訓	41
4. 予防原則の適応指針	42
第3章 欧州連合の化学物質政策	44
1. 現在の化学物質政策と新化学品規制の経緯	44
2. REACHに関する規則の概要	47
3. REACHの今後の予定	52

第4章 欧州連合の食品安全政策	53
1. 新規則の制定	53
2. 食品安全白書	53
3. 欧州連合の食品管理法 (食品法)	55
4. 欧州食品安全機関	58
5. 食品・獣医学局	59
6. 食品・飼料緊急警報システム	59
7. 欧州連合の緊急事態対策及び危機管理	60

第3編 欧州連合のダイオキシン類、PCB類、内分泌かく乱物質政策 (テーマ別政策)

第1章 欧州連合におけるダイオキシン類、PCB類政策	63
1. 政策の歴史	63
2. 欧州連合ダイオキシン類、フラン類、PCB類に対する戦略 COM(2004) 240の概要	69
3. 食品・飼料におけるダイオキシン類の規制	72
4. ダイオキシン類、フラン類、PCB類の食品・飼料以外における規制	80
第2章 欧州連合における内分泌かく乱物質政策	82
1. 政策の歴史	82
2. 内分泌かく乱物質にかかわる規制	90

第4編 欧州連合におけるダイオキシン類、PCB類による食品汚染事故

第1章 欧州連合におけるダイオキシン類、PCB類による汚染事故	97
1. 食品、飼料におけるPCB類とダイオキシン類による汚染事故	97
第2章 ベルギー産鶏肉等のPCB汚染事故	102
1. ベルギー政府の対応	102
2. 健康影響	107
3. 欧州委員会の対応	109
4. 日本政府の対応	112
5. その他の国の対応	119
第3章 新たなダイオキシン汚染事故で危機管理システムは機能したか?	122
1. 欧州連合の緊急警報システム、緊急事態対策及び危機管理	122
2. ベルギー食物連鎖安全庁 (食品庁)	123
3. ジャガイモ汚染事故に対する欧州連合の評価	124
4. 豚肉汚染事故	124

資料集

資料 1	2001/201/EC on the reduction of the presence of dioxins, furans and PCBs in feedingstuffs and foodstuffs.	129
資料 2	(EC)No 199/2006 amending regulation (EC)No 466/2001 setting maximum levels for certain contaminants in foodstuffs as regards dioxins and dioxin-like PCBs.	171
資料 3	2006/13/EC amending Annexes I and II to Directive 2002/32/EC of the European parliament and of the Council on undesirable substances in animal feed as regards dioxins and dioxin-like PCBs.	177
資料 4	COM(2001)593 community strategy for dioxins, furans and polychlorinated biphenyls.	187
資料 5	COM(2004)240 on implementation of the community strategy for dioxins, furans and polychlorinated biphenyls (COM(2001)593). . .	219
資料 6	COM(2001)262 on the implementation of the community strategy for endocrine disrupters - a range of substances suspected of interfering with the hormone systems of humans and wildlife (COM(1999)706).	239
資料 7	SEC(2004)1372 on implementation of the community strategy for endocrine disrupters - a range of substances suspected of interfering with the hormone systems of humans and wildlife (COM(1999)706).	285

ダイオキシン類の標記について

欧州連合で「ダイオキシン」または「ダイオキシン類」はCOM(2001)593、COM(2004)240に見られるようにポリ塩化ジベンゾ-*p*-ジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)を合わせた総称を示す。ダイオキシンと同じような毒性を示すポリ塩化ビフェニルはダイオキシン様PCB(Dioxin-like PCB)として使い分けがされている。これは欧州連合のダイオキシン政策の歴史と観点に由来するものである。規則、指令などのタイトルにはダイオキシン類、フラン類、PCB類、ダイオキシン様PCB類(Dioxins、Furans、PCBs、Dioxin-like PCBs)または、一部で単数記述(Dioxin、Furan、PCB、Dioxin-like PCB)がされ、狭義のダイオキシンが使用されている。

本報告書では欧州連合の標記にあわせて、ポリ塩化ジベンゾ-*p*-ジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)を合わせた総称にダイオキシン類(PCDDs/PCDFsまたはPCDD/F)を用い、適宜、指令等の標記に合わせてダイオキシン類(PCDDs)、フラン類(PCDFs)、PCB類(PCBs)、ダイオキシン様PCB類(Dioxin-like PCBs)、非ダイオキシン様PCB類(Non dioxin-like PCBs)を用いることとする。

第1編 欧州連合の組織と役割

第1章 欧州連合の設立経緯と組織

欧州連合 (EU) は現在 (2006年1月)、欧州25か国 (オーストリア、ベルギー、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、ドイツ、ギリシャ、フィンランド、フランス、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、オランダ、英国) が加盟している。2007年にはブルガリアとルーマニアが加盟し、さらに欧州連合はクロアチア、トルコ、マケドニアの加盟を考慮している。欧州連合は総面積398.2万km² (2004年5月:日本の10倍)、総人口4.56億人 (2004年5月:日本の約3.5倍) 総GDP 10兆2693億ユーロ (2004年)、1人あたりのGDP23,160ユーロ (2004年)、予算額約1165億ユーロ (2005年) で、アメリカをしのぐ超国家領域を有する国家連合体・統合体である。そのため、欧州連合は独特な法体系と組織を有している。

欧州連合への加盟基準は (1) 政治的基準として民主主義、法の支配、人権及び少数民族の尊重と保護を保証する安定した諸制度を有すること、(2) 経済的基準として市場経済が機能しており、欧州連合域内での競争力と市場力に対応するだけの能力を有すること、(3) 欧州連合法総体の受容 (アキ・コミュニテール) と、政治的目標並びに経済通貨同盟を含む加盟国としての義務を負う能力を有することとされている。このことより加盟国は欧州連合の定めた規則を遵守し、条約に記載された原則を国内法に適正に反映しなくてはならない。欧州連合は環境規制が未発達な中・東欧諸国において欧州連合指令を国内法化する作業は困難を伴うと理解し、中・東欧諸国支援プログラム (PHARE)、加盟前構造政策融資 (PASI) を通じて持続可能な経済発展へ向かうように支援している。

このような事から、ヨーロッパにおける食品安全政策、ダイオキシン類、内分泌かく乱物質等の化学物質にかかわる環境政策を理解するには、まず欧州連合の組織と役割、法的枠組みについて理解する必要がある。なお欧州連合の成立の歴史、組織や役割については欧州連合のホームページ (<http://www.europa.eu.int/>) に詳細な解説があるので、本調査書では概要についてふれるのみとする。

1. 設立の歴史

欧州連合は欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC:1951年~2002年)、欧州経済共同体 [EC (旧略号EEC):1957年設立] と欧州原子力共同体 (EAEC) の統合により発足した欧州共同体 [ECs (旧略号EC):1965年設立] の経済的な発展を基盤に、欧州連合条約:欧州連合を設立する条約 (マーストリヒト条約;1993年11月1日) により設立した。その後、欧州連合の目指す3つの統合政策 (1) 経済・通貨の統合 (2) 共通外交安全保障政策 (3) 司法・内務協力により、統一貨幣ユーロが導入 (2002年1月1日) され、国家主権の一部の委譲を前提に加盟国間で締結された基本条約 (アムステルダム条約;1999年5月1日) に基づく共通外交安全保障政策、司法・内務協力等による統一的政治・

経済統合体として誕生した。欧州連合は半世紀の歳月を経て締結された複数の条約に依存しているが、欧州憲法条約発効後はEC条約およびEU条約ならびにこれらを改正・補正する条約¹⁾は、欧州憲法条約に置き換えられ、欧州共同体 (EC) と欧州連合 (EU) という区別はなくなり、欧州連合 (EU) として一本化される。

注1) 改正・補正する条約：主な欧州連合条約等

1958年に締結されたローマ条約 (EC条約) によってヨーロッパ共同体 (EC) が成立した。この条約では「調和のとれた経済活動」「永続的かつバランスのとれた経済的な拡大」「生活水準の加速的な向上」を定義付けている。

1987年に発効した単一欧州議定書は、ローマ条約の最初の本格的な改定であり、従来の全会一致方式に替えて、各国の経済規模に応じて異なる投票数を与える加重多数決方式を採用した。これにより域内での商品、人、資金等の自由移動という「単一の国民経済の形成」が進められた。

1993年のマーストリヒト条約 (EU条約) によって欧州連合 (EU) が確立された。この条約ではローマ条約を改定し、経済・通貨統合への前進、EUはECおよび共通外交・防衛政策 (CFSP) のための政府間協定 (arrangements)、司法や国内問題政策の分野における協力を増大するための政府間協定などを定めた。

1996年のアムステルダム条約 (改EU条約) により、政府間協議でさらなる改訂がされた。この条約では (1999年に実施) 性、人種、宗教、性別、障害、年齢などを理由とした差別防止に欧州理事会が行動できること。失業対策の強化、社会憲章 (social chapter) 共通外交・防衛政策 (CFSP) に関する共同作業などを定めた。

2000年のニース条約 (改EU条約) では、拡大後のEUが効果的に機能するために、組織的および規則上の変更を行うための加盟国間での合意が交わされた。

2. 欧州連合の組織

欧州連合の目的は、(1) 経済統合を通じた持続的かつ均衡の取れた経済的社会的発展、(2) 共通外交・安全保障分野での加盟国政府間協力による国際的発言力の向上、(3) 警察・司法分野での加盟国政府間協力による欧州市民の安全確保とされ、これらの目的を達成するために、欧州連合は独特な立法、司法、行政機構組織を持っている。

(1) 政治レベルの最高協議機関 [欧州理事会]

欧州理事会は最高政治的機関で、加盟国の元首・首脳と欧州委員会委員長で構成される。首脳会議 (EU サミット) を年に4回開き、欧州連合を政治的に推進し政策の方向性を決定する機関で

ある。

(2) 立法・意思決定機関 [欧州連合理事会]

加盟国を代表する閣僚と欧州委員会委員により構成される欧州連合理事会（閣僚理事会）
(<http://ue.eu.int/en/Info/index.htm>) は、欧州議会と共に欧州連合での立法を司っている。
また欧州連合理事会は共通外交・安全保障政策と警察・司法協力において、欧州連合の唯一の意
思決定機関としての役割を果たしている。欧州連合理事会（閣僚理事会）で採択された規則、指
令、決定等の法令は全文が官報の L (Legislation) シリーズに掲載される。

(3) 諮問・共同決定機関 [欧州議会]

欧州議会 (http://www.europarl.eu.int/home/default_en.htm) は、直接選挙によって選ばれ
た732名の議員（ドイツ99、フランス、イタリア、英国各78、スペイン、ポーランド各54、オラ
ンダ27、ベルギー、チェコ、ギリシャ、ハンガリー、ポルトガル各24、スウェーデン19、オース
トリア18、デンマーク、スロバキア、フィンランド各14、アイルランド、リトアニア各13、ラト
ビア9、スロベニア7、エストニア、キプロス、ルクセンブルグ各6、マルタ5）で構成され、4億
5600万の欧州市民を代表して欧州連合理事会と共に立法手続きに参加し、同時に欧州連合の諸活
動に民主的統制を行っている。欧州議会は、欧州連合レベルで組織されるいくつかの政治グルー
プにおいて政治的な推進力として、共同体の政策を展開するために討議し、欧州委員会の任命と
罷免（3分の2の多数）の権限を持つ監督機関でもある。

欧州連合の立法は3つの機関に振り分けられる。法案を提出するのが欧州委員会で、欧州議会と
欧州連合理事会が制定する権限を共有している。単一欧州議定書（1986年）によって協力手続き
が導入されたことで、立法には欧州委員会の積極的な参加のもとに欧州議会と欧州連合理事会の2
度にわたる法案の読会が行われる。この手続きは、単一市場、社会政策、経済的・社会的結束、
研究、そして、欧州連合条約（マーストリヒト条約；1993年）で新たに対象に加えられた欧州横
断ネットワーク、消費者保護、教育、文化、公衆衛生といった領域に適用される。

(4) 司法機関 [欧州司法裁判所]

司法組織として、欧州司法裁判所 (<http://europa.eu.int/cj/en/index.htm>) は、欧州連合の
基本条約が正しく解釈され、適用されているかを確認する役割を果たしている。欧州司法裁判所
は、加盟国が基本条約に伴う義務を履行していないと認定した場合、加盟国がその判断に従わな
い場合に、高額の罰金を科すことができる。また欧州連合の機関による措置の無効を求める裁判
での合法性を検討し、また、基本条約に違反しているか否かの判定する権限がある。

(5) 行政執行機関 [欧州委員会]

行政執行機関としての欧州委員会 (http://europa.eu.int/comm/index_en.htm) は1加盟国より1人ずつ任命される計25人(2004年11月より)の委員で構成され、出身国政府の意向に左右されず、欧州連合の利益のためだけに行動することが義務付けられている。欧州委員会を譴責する権限をもつのは欧州議会のみで、欧州委員会の委員はそれぞれ1つ以上の政策領域に関して責任分野を持ち、決定に関しては連帯責任を負うことが義務付けられている。欧州委員会は唯一の法案提出権を持つ欧州機関であり、欧州連合の行政執行機関として条約の特定の条項を施行するための規則を発令し、欧州連合の活動に割り当てられた予算の歳出を管理している。欧州委員会から提出される法案はまずCOMで発表され、可決した場合には官報(Official journal: OJ)のC(Communication)シリーズに掲載される。COMは、法案本文の前に法案提出理由を説明した“Explanatory memorandum”という項目があるが、官報(OJ)に掲載された文書は法案本文のみである。また白書、緑書、欧州連合の対日政策文書などの重要な文書²がCOMで発表される。

注2) 白書、緑書、欧州連合の対日政策文書などの重要な文書：規制にかかわる文書

白書(White papers)：ある特定分野における欧州共同体(ECs)の行動定義を記載した文書

緑書(Green Papers)：ある議題に関して欧州連合(EU)での論争を奨励するとともに諮問プロセスの開始を目的とした文書

意見(Opinion)：拘束力なし

勧告(Recommendations)：ある議題に対して、拘束力を持たない欧州共同体の見解を示し、欧州連合内で適正な慣例が実施されるように奨励

決議(Dicisions)：加盟国、企業および個人に発布され、発布先に拘束力を有する文書

指令(Directives)：ある特定の内容に対して交付され、加盟国は採択後2~3年以内に国内法に反映させなくてはならない。その内容を達成する方法は各国で選択できる。

規則(Regulation)：全加盟国において所定の日から実施される拘束力のある制定法

(6) その他

① 欧州中央銀行 (<http://www.ecb.int/>)

1998年に設立され、単一通貨(ユーロ)を発行し管理する。

② 欧州会計検査院 (<http://www.eca.eu.int/>)

欧州議会への諮問を経て欧州連合理事会の全会一致により、各加盟国から1名ずつ任命される。25名で構成され、任期は3年。予算の執行を監督する機関であり、歳入・歳出の合法性や正当性についての検査権限が与えられている。

③ 経済社会評議会 (<http://www.esc.eu.int/>)

雇用者、労働者、その他の利益を代表するグループによって構成される。317名の評議員によって構成され、任期は4年。欧州委員会提出の関連法案について、採択・決定の前に必ず諮問を受ける。独自の発議権に基づいて意見書を提出することができる。

④ 地域評議会 (<http://www.cor.eu.int/>)

マーストリヒト条約（欧州連合条約）によって設立された。自治体・地域当局を代表する317名の委員と、同数の代理委員によって構成され、任期は4年。閣僚理事会あるいは欧州委員会から、地域の利害が関係するいくつかの領域の問題について諮問を受ける。経済・社会的地域政策、教育、文化、公衆衛生、欧州間インフラネットワークなどが代表的な問題となっている。独自の発議権に基づいて意見を述べるすることができる。

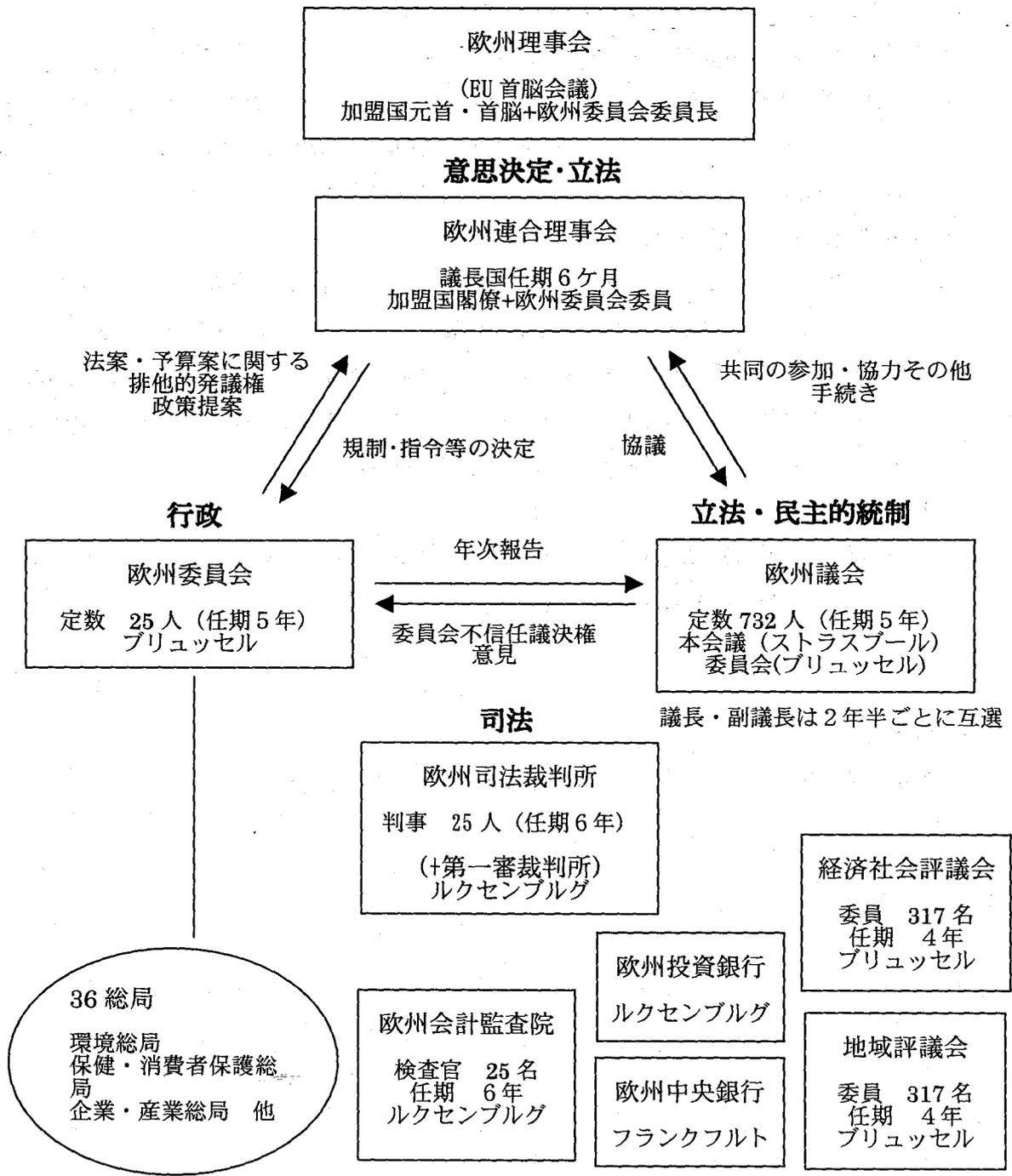
⑤ 欧州投資銀行 [EIB] (<http://eib.eu.int/>)

欧州連合の政策目的に沿った投資に対する資金供与を行うため、1958年のローマ条約によって設立された金融機関。

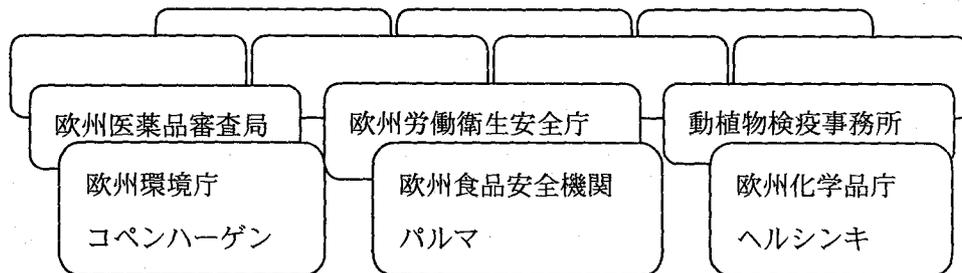
【参考文献】

パスカル・フォンテーヌ, EUを知るための12章, 駐日欧州連合代表部

欧州連合組織（概略図）



理事会規則等により設置された機関等



第2章 欧州委員会

http://europa.eu.int/comm/index_en.htm

1. 欧州委員会の役割と組織

欧州委員会の3つの役割として、欧州委員会は(1)基本条約の守護者として、条約の規定、基本条約に基づく決定が適用されるように図る機関として、いずれの加盟国、企業、個人をも条約違反で提訴することができる。欧州委員会は(2)法案を提出する権限を有し、新しい「欧州連合法」の採択にいたるまでのあらゆる段階でその影響力を行使することができる。また、政府間協力の領域では、欧州委員会は個々の加盟国と同じように提案を行うことができる。欧州委員会は(3)欧州連合の行政執行機関で、条約の特定の条項を施行するための規則を発令し、活動に割り当てられた予算の歳出を管理できる。これらの目的を行使するために欧州委員会には、総数およそ2万人の行政スタッフが、以下の36総局(Directorates-Generals: DGs)に配置されている。

36総局のうち、環境・化学物質・食品行政に強く関与する部局は、環境問題を扱う環境総局、化学物質管理を行う企業・産業総局と環境総局そして食品等に関しては保健・消費者保護総局があげられる。

[総合サービス部門]

Eurostat 統計局(ユーロスタット)

Press and Communication Service 報道・コミュニケーション局

Publications Office 出版局

Secretariat General 事務総局

[政策部門]

Agriculture and Rural Development DG 農業・農村開発総局

Competition DG 競争総局

Economic and Financial Affairs DG 経済・金融総局

Education and Culture DG 教育・文化総局

Employment, Social Affairs and Equal Opportunities DG 雇用・社会問題・機会均等総局

Transport and Energy DG 運輸・エネルギー総局

Enterprise and Industry DG 企業・産業総局

Environment DG 環境総局

Fisheries and Maritime Affairs DG 漁業・海事総局

Health and Consumer Protection DG 保健・消費者保護総局

Information Society DG 情報社会総局

Internal Market and Services DG 域内市場・サービス総局
Joint Research Centre 共同研究センター
Justice, Freedom and Security DG 司法・自由・安全務総局
Regional Policy DG 地域政策総局
Research DG 研究総局
Taxation and Customs Union DG 税制・関税同盟総局

[対外関係部門]

Europe Aid Co-operation Office 欧州援助協力局
Development DG 開発総局
Enlargement DG 拡大総局
External Relations DG 対外関係総局
Humanitarian Aid Office (ECHO) 人道援助局
Trade DG 通商総局

[対内サービス部門]

Budget DG 予算総局
Bureau of European Policy Advisers
Informatics 情報科学局
Infrastructures and Logistics - Brussels 社会資本・支援 (Brussels)
- Luxembourg 社会資本・支援 (Luxembourg)
Internal Audit Service 内部監査局
Interpretation 通訳局
Legal Service 法務局
Personnel and Administration DG 人事・総務総局
Translation 翻訳局

第3章 環境総局

http://europa.eu.int/comm/dgs/environment/index_en.htm

1. 環境総局の組織

(http://europa.eu.int/comm/dgs/environment/pdf/information_brochure_en.pdf)

環境総局は欧州委員会を構成する36の部局の一つで欧州連合内の環境問題に係る専門的なサービスを提供している。その主たる目的は、新しい環境制定法案を提出・規定し、承認された施策が実際に加盟国において実行されるように保証することである。環境総局の本拠地はブリュッセル（放射線防御部局はルクセンブルグを本拠地に行っている）におかれ、約550名の職員が勤務している。環境総局の使命は、欧州共同体制定法を適宜に実施することによって、生活の質を維持し向上させるために、以下の事項に関して天然資源の保護と環境影響リスクアセスメントおよび管理を行っている。

- (1) 生産、消費、および廃棄物処理手段における資源効率を促す。
- (2) 環境問題を他の欧州共同体の政策分野と統合する。
- (3) 欧州市民と次世代双方の経済的、社会的な環境への要求を考慮に入れた成長を欧州連合内で促進する。
- (4) 気候変動と生物の多様性の国際的な保護要請に対応することによって、直面する地球規模の難題に取り組む。
- (5) 上記の分野のすべての方針と施策が多分野において処理され、すべての利害関係者との連帯を深め、同時に効果的な方法で伝えられることを保証する。

上記の目的を達成するために総局長事務局の下に7つの部局が設置されている。

(<http://europa.eu.int/comm/dgs/environment/directory.htm>)。

A局：統治、コミュニケーション、市民保護

A1: コミュニケーション、A2: 違反、A3: 法律事務と統治、A4: 内部制度上の関連
A5: 市民保護

B局：自然環境の保護

B1: 農業と土壌、B2: 自然と生物多様性、B3: 森林、B4: バイオテクノロジーと農業

C局：大気と化学物質

C1: 大気清浄と輸送、C2: 気候、オゾンとエネルギー、C3: 化学物質、C4: 産業排出

D局：水・環境プログラム

D1: 生活、D2: 水質保護と海洋生態、D3: 環境影響アセスメントと選択政策
D4: 都市環境と保健

E局：国際関係

E1:国際関係、統治と開発、E2:環境上の同意と取引、E3:拡大と近隣諸国

F局：資源

F1:人的資源、F2:資金、F3:情報技術

G局：持続可能な開発と統合

G1:持続ある発展と経済解析、G2:環境と産業、G3:研究、科学と改革

G4:持続ある生産と消費

2. 環境総局の活動

(http://europa.eu.int/comm/dgs/environment/pdf/information_brochure_en.pdf)

欧州連合において環境政策は、1987年の単一欧州議定書（ローマ条約の改正単一欧州議定書 Single European Act 1986）の発効以来、重要な政策として、欧州共同体を設立する条約（EC条約）174条に、環境政策の目的が明記されている。環境総局の活動はこの政策目標達成のために、新しい環境制定法案を提出・規定し、承認された施策が実際に加盟国において実行されるように保証している。環境総局の活動は環境行動計画によって位置づけられている。

生態学的な問題に対応するために1972年より始まった継続的なセクター方式に基づく4つの行動計画は、30年をかけて欧州連合に環境制御の広範囲システムを確立させた。とりわけ、第5次環境行動計画（1992～2000年）は、「持続可能な開発（Sustainable Development）」を基本とし、現在の環境政策の基本指針となっている。第5次環境行動計画（5EPA）では汚染のレベルの減少に焦点を合わせ、欧州市民及び環境面で利益をもたらす政策の立法への組み込みがなされた。

環境行動計画（EPA）は、10年間の目標を明確に定め、これらの目標を達成するために5～10年以内に取り組むべき行動を規定している。現在は欧州連合の環境政策の目的及び方向に新しい感覚を与えるべく第6次環境行動計画（6EPA）2001～2010年が実施されている。この新たな計画では4つの優先分野において継続的な環境問題に取り組むための一連の行動を提唱している。

- (1) 気候の変化
- (2) 自然と生物多様性
- (3) 環境、保健および生活の質
- (4) 天然資源と廃棄物

この戦略的な取り組みは以下の5大目標によって支えられ、それぞれについて有効な実施と革新的な解決法の必要性が求められている。

- (1) 国家および地域レベルで現行環境制定法の実施を向上させる。
- (2) 環境問題をその他の政策分野に取り込む。
- (3) 事業者や消費者とより市場ベースで緊密に連帯し、解決策を見いだす。
- (4) 市民に対して、より質の高いアクセス可能な環境情報を保証する。
- (5) 土地利用計画に向けて、より環境を意識した姿勢を促進させる。

環境総局で扱われる分野は空気 (Air)、バイオテクノロジー (Biotechnology)、化学物質 (Chemicals)、民間保護と環境事故 (Civil Protection and Environmental Accident)、気候変動 (Climate Change)、環境経済学 (Environmental Economics)、環境と拡大 (Environment and Enlargement)、健康 (Health)、産業 (Industry)、対外問題 (International Issues)、土地利用 (Land Use)、自然と生物多様性 (Nature and Biodiversity)、騒音 (Noise)、土壌 (Soil)、持続可能な発展 (Sustainable Development)、廃棄物 (Waste)、水 (Water) など多岐にわたっている。

環境総局のテーマ別の取り組みとして以下の7つがウェブ上で公表されている。

(1) 大気汚染 COM(2005)446

http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/com/2005/com2005_0446en01.pdf

(2) 廃棄物のリサイクルと防止 COM(2005)666

http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/com/2005/com2005_0666en01.pdf

(3) 海洋環境の保護と保全 COM(2005)505

http://europa.eu.int/comm/environment/water/marine/dir_505_en.pdf

(4) 土壌 COM(2002)179

http://europa.eu.int/eur-lex/en/com/pdf/2002/com2002_0179en01.pdf

(5) 農薬の環境を破壊しない使用

<http://europa.eu.int/comm/environment/ppps/home.htm>

(6) 資源の環境を破壊しない使用 COM(2005)670

http://europa.eu.int/comm/environment/natres/pdf/com_natres_en.pdf

(7) 都市環境 COM(2005)718

http://europa.eu.int/comm/environment/urban/pdf/com_2005_0718_en.pdf

3. その他のヒアリング調査

(1) REACH 法案の進捗状況 (化学品の登録、評価、認可及び制限に関する規則案)

2005年11月に欧州議会で第1次読解が終わり、12月に理事会での合意がされた。2006年のオーストリア議長国の任期終了前(5月ごろ)に共通化がされ、夏の終わりには第2次読解が行われる予定である。合意が得られればTEXが出るので、今年度末には発効される。官報掲載から20日後に発令される。官報掲載は1ヶ月程遅れるので、2007年の1月ごろに官報掲載される予定である。施行は1年後(リーチの管轄庁であるリーチ庁[仮称]の建設後の施行となる)を予定している。ウェブサイトには第1次読会終了文書と理事会合意文書を掲載している。

<http://www.europarl.eu.int/oeil/file.jsp?id=237952>

<http://register.consilium.eu.int/pdf/en/05/st15/st15921.en05.pdf>

